

令和 3年 2月 15日

お客さま各位

米子信用金庫

預金残高 1 万円未満の普通預金口座等の解約手続き簡素化について

当金庫では、従来普通預金口座等の解約手続きには印鑑等が必要でしたが、令和 3年 2月 15日より、個人および個人事業主のお客さまを対象に預金残高が 1 万円未満の普通預金口座等について印鑑等がなくても運転免許証等の顔写真付本人確認書類のご提示で解約できるように簡素化致します。

取扱開始日	令和 3年 2月 15日 (月)
対象顧客	個人および個人事業主
対象口座	普通預金、貯蓄預金および納税準備預金
	預金残高が 1 万円未満 入金、出金、振込入金および口座振替等の最後の取引から 2 年以上経過している口座
ご提示いただくもの	運転免許証等顔写真付本人確認書類